

宮城県難病相談支援センター 仙台市難病サポートセンター

5月23日は難病の日

日本難病・疾病団体協議会（JPA）は2014年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が成立したことを記念して、毎年5月23日を「難病の日」に登録いたしました。患者や家族の思いを多くの人に知ってもらう機会とするのが目的です。難病は人口の一定の割合で発症すると言われており、決して特別なものではありません。あなたがそうであるかもしれないし、あなたのご家族やご親戚、あるいは友人や会社の同僚のなかにも難病で療養されている方や治療を続けながら働いておられる方がいるかもしれません。そうした方々に想いを寄せていただける日になれば幸いです。当センターでは「難病の日」に合わせ、難病への理解を広げる啓発活動を行っています。患者・家族の不安や困りごとに寄り添い、相談支援や情報提供を通じて、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指しています。また、医療・福祉・就労など多様な関係機関と連携し、必要な支援につながる環境づくりにも取り組んでいます。見えにくい困難に気づき、誰もが尊重される社会をともにつくるため、この機会に難病について知り、身近なところからできる支援を考えていただければ幸いです。

